

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

1 子ども・子育て支援の意義に関する事項

→ 子ども・子育て支援法の基本理念や目的など

2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

(1)子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

(2)市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(3)市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

→ 子ども・子育て支援事業計画の記載項目

(4)都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

(5)都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

(6)その他

4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

2-① 子ども・子育て支援の意義に関する事項

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(意義に関する事項)

①子ども・子育て支援法の目的

・子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

・子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。

②子ども・子育て支援法の対象

・法は、障害、疾病、虐待、貧困、家庭の状況その他の事業により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする。

・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

③社会全体で取り組むべき最重要課題

・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ

・親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならぬ。

2-② 子ども・子育て支援の意義に関する事項

(1)子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- ・子育ての負担や不安、孤立感の高まり
- ・少子化による子どもの育ちをめぐる環境の変化

子どもが安心して育まれるとともに、子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要がある。

(2)子どもの育ちに関する理念

- ・乳幼児期…人格形成の基礎が培われる重要な時期
- ・小学校就学後…調和のとれた発達を図る重要な時期

乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

一人一人が、かけがえの無い個性である存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

(3)子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もつて子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である。

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

(4)社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- ・市町村…地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施
 - ・都道府県…市町村の取組を重層的に支援
 - ・事業者…労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備が求められる
 - ・地域…家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要
- 地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

3-① 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 (必須記載項目)

(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

・「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定

・量の見込みは、認定区分(3区分)で設定する

【認定区分】

3-5歳、幼児期の学校教育のみ(1号認定子ども)

3-5歳、保育の必要性あり(2号認定子ども)

0-2歳、保育の必要性あり(3号認定子ども)

②実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

・教育・保育提供区域ごとに、「量の見込み」に対応するよう、認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定

・保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①	量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確 保 の 内 容	認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

3-② 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 (必須記載項目)

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準) ※13事業

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ・ 利用者支援 | ・ 延長保育事業 |
| ・ 地域子育て支援拠点事業 | ・ 病児・病後児保育事業 |
| ・ 一時預かり | ・ 放課後児童クラブ |
| ・ 乳児家庭全戸訪問事業 | ・ 妊婦健診 |
| ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ・ ファミリー・サポート・センター事業 | ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ・ 子育て短期支援事業 | |

② 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ※母子保健関連施策との連携の確保

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保の内容

- ① 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ② 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ③ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- ④ 保幼小連携、0~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携

4 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ①保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備
- ②育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ①児童虐待防止対策の充実
 - ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ・発生予防、早期発見、早期対応
 - ・社会的養護施策との連携(地域の中で養護ができる体制)
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・子育て・生活支援、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策の4本柱
- ③障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
 - ・障がいの要因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進
 - ・発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備